

佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、佐世保市内の学生等（中学生・高校生・大学生等をいう。以下同じ。）が行う、自己実現や探求活動に係る実践支援を目的として、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 この要綱による補助金の交付対象者は、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 佐世保市内に在住し、若しくは佐世保市内へ通学する学生等の個人（以下「個人」という。）又は複数の学生等で構成されるグループ（以下「グループ」という。）のいずれかであること。
- (2) 年齢は、原則、13歳以上22歳以下であること。ただし23歳から30歳未満の者であって、学生証を保有しており、かつ、未就業者であるものを含む。
- (3) 個人又はグループの代表者が18歳未満の場合は、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金に係る保護者同意書（様式1）により保護者の同意を得られること。
- (4) 補助金の交付決定後は、市が管理運営するオンラインプラットフォームである「SASEBO ㊦X（サセボクロス）」へ登録を行い、取組み開始時及び活動実績の投稿を行うこと。ただし、年齢制限等の理由により登録できない場合を除く。

（交付対象経費等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率等は別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動に係る経費は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの

（事業認定）

第4条 補助金の交付を受けようとする個人又はグループは、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金に係るエントリー票（様式2）を市長に提出し、補助対象事業について、若者活躍・未来づくり課との協議を行わなければならない。

(交付申請等)

第5条 前条の規定により協議を行った個人又はグループ（以下「申請者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金交付申請書（様式3）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) その他市長が必要と認める書類

2 申請回数の上限は、申請者あたり同一年度内1回までとする。

3 申請者がグループの場合、代表者のみが1回の申請を行ったものとみなす。

(交付決定)

第6条 市長は、提出された補助金交付申請書を精査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し申請者に通知する。

(請求)

第7条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けたときは、市が指定する請求書を市長に提出するものとする。

(交付)

第8条 市長は、適法な請求書を受領後、すみやかに補助金を申請者に交付する。

2 補助金は、規則第14条第2項の規定により、前金払により交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、事業終了後当該年度の3月末日までに、実績報告書（様式4）を市長に提出するものとする。

(確定手続の省略)

第10条 補助金の確定手続については、規則第19条の規定により、省略するものとする。

(交付の停止と返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を停止し、又は、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けようとするとき、又は受けたとき

(2) 事業を他の団体等に委託したとき

(3) 事業の運営が適正でないと認められたとき

(4) この要綱に違反する事実があったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項はその都度市長が定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付が決定された助成金については、同日後もその効力を有する。

様式 1（第 2 条関係）

佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金に係る

保護者同意書

年 月 日

下記の者が、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金を用いて、

_____ について

取組む事を、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金交付要綱の定めに基づき

同意します。

（対象者）

住 所： _____

氏 名： _____

生年月日： _____

（保護者）

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印

本人との関係： _____

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業の区分	対象経費	補助率・交付上限額
個人	・ 交通費 ・ 会場借上料 ・ 保険料 ・ 負担金 ・ 謝礼	(補助率) 10 / 10 (交付上限額) 3 万円
グループ	・ 消耗品等 ・ その他市長が認めるもの	(補助率) 10 / 10 (交付上限額) 10 万円

（交付対象経費等）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下、「対象経費」という。）及び補助率等は別表 1 のとおりとし、補助対象事業の区分は下記のとおりとする。

(5) 個人（個人でプランを自由に決めて取組む活動）

(6) グループ（グループでプランを決めて取組む活動）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動には、補助金を充てることができないものとする。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするもの

(4) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの

様式 2（第 4 条関係）

佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金に係る

エントリー票

1 対象の区分	☐ 個人 ☐ グループ
2 所属・氏名（ふりがな）	所属 _____ 中学・高校・大学・その他 氏名 _____ ※グループの場合：グループ名 _____（構成員所属・氏名）
3 住所	
4 連絡先	(TEL) (mail)
5 年齢	
6 プロジェクト名	
7 プロジェクト概要 (誰が、何を、どうして、 どのような状態にしたい等)	

※グループでのエントリーの場合、3、4、5は代表者の情報について記入すること。

様式 3（第 5 条関係）

（表面）

年 月 日	
佐世保市長 様	
申請者	
住 所	
氏 名	
（グループにあっては代表者の氏名）	
佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金 交付申請書	
佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。 また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。 なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。	
1 対象の区分	☐ 個人 ☐ グループ
2 プロジェクト名	
3 補助金の上限	円
4 補助事業等の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
5 添付書類	① 交付決定内諾通知 ② その他（23 歳以上 30 歳未満のものにあっては、学生証のコピー）

(裏面)

誓 約 事 項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
- (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者
- ③ 私は、申請年度末時点で 30 歳未満であり就業しておりません。

様式4（第9条関係）

令和 年 月 日

佐世保市長 様

申請者

住 所

氏 名

佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金 実績報告書

令和 年 月 日付佐世保市指令第 号で交付された補助事業費の実績を次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 金 _____ 円

2 主な事業

3 収支精算書

収入 円	支出 円
(内訳) ・ 補助金 円	(内訳) ・

4 その他の資料

※実施した活動の概要がわかるもの（写真や活動記録をまとめたもの等）を添付してください。活動記録については、実施日・場所・参加人数・活動内容・活動の効果・課題や今後の展開等が明記されていれば任意の様式で結構です。

以 上